

**目標1 大規模自然災害が発生した時でも人命の保護が最大限図られる**

**1-1) 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生**

**住宅の耐震化等(町民生活課)**

- 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された住宅について、新耐震基準への適合性を確認する耐震診断や適合しない住宅の耐震性を向上する耐震改修を促進するため、耐震診断・耐震改修の必要性について、テレ部屋新聞などの多様な手段により、普及啓発を行うとともに、助成事業の実施と拡充に努める。
- 高齢者のみの住宅や障害者等が同居する住宅をはじめ、避難場所・避難道路・緊急輸送道路等に沿った住宅について、耐震改修の促進を図る。
- 耐震診断・耐震改修の促進を図るため、市町村に対し、優先的に耐震化を促進するエリアの設定や、対象木造戸建て住宅の台帳を整備し、普及啓発に活用するとともに、耐震化の状況把握を行うように促す。
- 大規模な造成宅地の情報については、県及び関係市町の窓口で閲覧できるよう整備し、広く県民に周知を図る。

**多数の者が利用する建築物の耐震化等(建設課)**

- 公共建築物の耐震診断・耐震改修状況の台帳整備と、耐震改修等の計画策定を促し、計画的な耐震改修の促進を図る。
- 民間建築物については、耐震診断・耐震改修の必要性に関し、多様な手段により普及啓発を行う。

**学校の耐震化等(建設課・教育総務課)**

- 令和2年8月から施設一体型の小中一貫教育学校として女川町立女川小・中学校が開校する。これに併せて、本年度において学校施設長寿命化計画を作成し適切な施設管理に努める。

**1-2) 広域にわたる大規模津波等による多数の死者・行方不明者の発生**

**災害に強いまちづくりの構築(企画課・建設課・産業振興課)**

- 被災地域を高台移転、職住分離等による復興まちづくり事業を推進していく。
- 大津波によるサイドの災害の防止や地盤沈下に伴う冠水被害を解消するため、基本的には高台移転・職住分離や防御施設を併用することとし、水辺空間の活用については、避難路を確保したうえで漁港地域を中心に産業・観光・公園等を整備していく。

**総合防災情報システムの機能拡充(企画課)**

- 「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を迅速かつ的確に収集するとともに、関係機関で必要な情報を迅速に伝達する。
- 非常時・災害時における防災・避難体制の構築に向けて、情報通信回線の冗長化や伝達手段の多様化・高速化を図るなど、確実な防災情報の伝達に向けて各種防災情報システムの運用を行う。

**地域住民等に対する通信手段の整備(総務課・企画課)**

- 関係機関と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの情報等の多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、災害情報共有システムを介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。

**関係機関との連携(総務課・企画課・健康福祉課・産業振興課)**

- 大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となるため、他の地方公共団体等との広域応援体制の整備充実に努める。消防においては、緊急消防援助隊の受援体制を強化することにより、広域応援体制の整備充実に努める。応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模地震災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体等との間の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。
- 大規模災害時に迅速かつ的確に災害応急活動を実施し、住民を災害から守るための活動拠点として機能する防災拠点の整備を推進する。
- 防災拠点また必要に応じ他地域への支援にも対応するため、運営マニュアル整備のほか、防災資機材や、その保管のための倉庫を整備する。
- 協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。
- 複合災害時に備え、関係職員の派遣受け入れ及び資機材の搬入等の手段を複数準備するとともに、平時から防災関係機関相互の連携について協議する。
- 様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

**減災対策の推進(企画課)**

- 海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを越える津波に対しては、防災教育の徹底や防災訓練の充実など、避難することを中心とするソフト対策により生命及び身体の安全を守ることを最優先に、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進する。また、科学的見解及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。
- 大津波警報、津波警報、津波注意報等の情報伝達体制や地震・津波観測体制の充実・強化を図るとともに、具体的かつ実践的なハザードマップの整備、緊急避難所や避難路・避難階段の整備などまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

**公園の長寿命化等(建設課)**

○指定管理者を指定した場合、管理状況を把握し、指定管理者への助言指導を行い、施設の安全性を確保するとともに長寿命化対策を図る。  
 ○沿岸部に位置する公園においては、速やかに高台へ避難することができるよう、誘導サインを設置し、防災無線や広報車両速やかな避難を呼びかける。

**防災・減災教育の推進(教育総務課)**

○児童生徒一人一人が自ら危険を予測し回避できる力を身に着け、災害から身を守る(自助)とともに他者(共助)や社会(公助)の安全に貢献できる心を育み、「人としての在り方・生き方」について考えさせる防災教育を推進する。  
 ○平素からいろいろなばめんを想定した防災訓練(通学バス・登下校中・校長の不在・休日等)を実施し、災害時の対応を確認するとともにその結果を防災マニュアルに反映する。  
 ○学校と地域が一体となった防災体制を構築するため、PTAや行政区、防災担当部署等の関係機関との連携体制の構築を図る。

**1-3) 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水**

**地域防災力の向上(企画課)**

○想定しうる最大規模の洪水により、河川等が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される推進を公表する。

**下水道等の整備等(建設課)**

○災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。  
 ○東日本大震災で甚大な被害を受けた下水道施設について、再度の災害を防止する観点から、設備等の施設配備や重要施設の水密化などを図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所用の対策を講じる。  
 ○下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するためのストックマネジメント計画に基づき、改築更新を進めていく。  
 ○地盤沈下及び局所的な集中豪雨による浸水対策として、各種事業制度を活用し、事業の進捗を図る。

**1-4) 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態**

**土砂災害(企画課・建設課)**

○土砂災害に対応するため、「宮城県砂防総合情報システム」を活用し、的確な防災情報の収集を強化すると共に、砂防施設の適切な維持管理と重点的な施設の改修と整備を推進する。また、保安林の適正な管理と整備を行い、治山対策を推進する。  
 ○大規模な土砂災害が発生した場合、町の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能であることから、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。  
 ○土砂災害警戒区域の指定により土砂災害の危険性を認識し避難行動に結びつけられるような周知を行う必要がある。  
 ○がけ地近接等危険住宅移転事業の活用を図るなどソフト対策を組み入れた対策が必要である。

**目標2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる**

**2-1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止**

**災害時の物流対策(企画課・建設課)**

- 大規模な災害が発生した場合の被害を想定し、あらかじめ、必要とされる食料について調達体制を整備し、これらの供給確保に努める。
- 応急生活物資等の供給・輸送に関し、小売業者や物流事業者等の関係団体と「災害時における支援協定」を締結し、物資等の要請・調達・輸送体制等、供給の仕組みを確立させる。

**2-2) 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足**

**災害対応体制整備(企画課)**

- 他自治体等との広域応援体制の整備充実を図り、平時から防災関係機関・協定先との相互連携・支援体制の確立に努める。
- 災害時の初動対応として、消防団の消火活動、救出救助及び応急復旧活動が非常に重要であることから、消防団の活動拠点となる消防施設の整備等を検討するとともに、消防団が安全に活動できるよう消防資機材の配備を進める。

**2-3) 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足**

**帰宅困難者対策(総務課・企画課・健康福祉課)**

- 交通事業者と連携し、災害発生時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策を講じる。
- 帰宅困難者用の備蓄品の配備や一時滞在施設の確保を図るとともに、関係機関と連携した避難受入・帰宅支援を実施する。

**2-4) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺**

**保健医療(健康福祉課)**

- 大規模改修工事等により、医療施設の耐久化を促進する。
- 医師会や県と連携し、災害時の医療機関相互の情報網を整備していく。
- 病院、診療所、福祉施設、在宅介護事業者等の連携強化・情報共有の促進により、安心して医療が受けられる体制づくりを推進する。

**2-5) 被災地における疫病・感染症等の大規模発生**

**衛生対策(健康福祉課)**

- 災害時において、感染症予防のための健康調査、保健指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める他避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。

**目標3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する**

**3-1) 情報伝達の不備や停止等による被害の拡大**

**通信体制の整備(企画課)**

○災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、災害情報共有システムを介し、メディアの活用を図るほか、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話、ワンセグ、データ放送、ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティアの協力等を含めたあらゆる情報伝達の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実を推進する。

**目標4 大規模自然災害発生直後であっても経済活動(サプライチェーン)を機能不全に陥らせない**

**4-1) サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下**

**企業のBCP策定促進(総務課・企画課・産業振興課)**

○平成27年3月に県が保険会社及び県内4つの商工団体と締結した「宮城県における企業のBCP策定等支援に関する協定」に基づき、協定締結機関と連携しながら、「みやぎBCPガイドライン」等を活用し、企業への一層の普及を図るとともに、企業のBCP策定状況を把握し、今後の施策に反映させる。

**4-2) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等**

**産業施設の防災対策(産業振興課)**

○多様な移動経路や移動手段を確保するなど、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を構築する。

**4-3) 基幹的交通ネットワーク(陸上、海上)の機能停止**

**交通基盤の維持等(企画課・建設課)**

○高規格幹線道路網の整備や、主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、町際道路の整備、離島・半島部道路の整備、交通安全施設の整備及び多重防御による津波対策を推進する。また、県内外の地域間連携を進めるため広域交通ネットワークによる多様な移動経路や移動経路や移動手段を確保し、災害に強い交通ネットワークの再構築を図る。  
 ○地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。  
 ○重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。また、津波被災地の防災集団移転地と既存集落を結ぶアクセス道路を整備する。  
 ○災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。  
 ○災害が発生した場合における道路利用者への情報提供を可能とするため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報版等の交通安全施設の整備を推進するとともに、緊急交通路等の重要道路に設置されている交通信号機への電源付加装置の整備を推進する。  
 ○道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等を締結する。また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。  
 ○迂回路としてかつようできる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。  
 ○多様な移動経路や移動手段を確保するため、バス・離島航路への支援を行い、地域の実情に応じた持続可能な公共交通の維持を図る。 ○県管理主要進路施設に関しての情報を共有しつつ必要な対策・対応は強く要望し基幹陸上ネットワークが常時確保されるよう努める。

**4-4) 食料等の安定供給の停滞**

**農林水産基盤の保全(産業振興課)**

○災害対応力の強化に向けて、生産基盤施設等の耐震調査・耐震対策、施設管理者の業務継続体制の確立及び農村の防災対策等を推進する。  
 ○水産業の復旧・復興のため、水産業団体の被災施設の再建整備に対する支援を行う。  
 ○流通施設や水産加工施設を漁港内に一体的に整備するほか、新たな経営体の導入や既存経営体のコスト削減を推進し、水産業の再構築を図る。

目標5 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

5-1) 上下水道等の長期間にわたる機能停止

上下水道の耐震化等(建設課)

- 強靱な水道施設を構築するため、送水施設及び基幹土木施設等の耐震化やバックアップ施設の整備を図る。また、水道用水について、安定した供給と経営を継続していくため、施設の長寿命化を図りながら、更新時期を迎えた施設については、将来の需要に対応した施設のダウンサイジング(縮小化)を検討した上で、アセットマネジメント(資産管理)の手法を活用して、計画的な更新を行う。
- 水道施設の計画的な老朽化対策を行うとともに、国庫補助事業等を効果的に活用した施設の耐震化対策を推進する。
- 災害時において、公衆衛生環境の悪化等を防止するため、下水道施設の耐震化を推進し、管理施設の多重化や拠点の分散等を検討する。
- 東日本大震災で甚大な被害を受けた下水道施設について、再度の災害を防止する観点から、設備等の施設設備や重要施設の水密化などを図り、処理機能が容易に失われず、被災しても代替の対応や早期の機能回復が可能となるよう所用の対策を講じる。
- 下水道管理施設に求められる信頼性と効率性を確保するためのストックマネジメント計画に基づき、改築更新を進めていく。

5-2) 地域交通ネットワークが分断する事態

交通基盤の維持等(企画課・建設課)

- 高規格幹線道路網の整備や、主要幹線道路における橋梁の耐震化・長寿命化、町際道路の整備、離島・半島部道路の整備、交通安全施設の整備及び多重防衛による津波対策を推進する。また、県内外の地域間連携を進めるため広域交通ネットワークによる多様な移動経路や移動経路や移動手段を確保し、災害に強い交通ネットワークの再構築を図る。
- 地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検及び橋梁点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い箇所から順次、落石危険箇所の防災対策や橋梁の耐震化を実施する。
- 重要な生活道路について、幅員狭あい区間などの改良を行い、交通の安全性及び円滑性を確保する。また、津波被災地の防災集団移転地と既存集落を結ぶアクセス道路を整備する。
- 災害時に交通途絶から集落が孤立することを防止するため、危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、地域住民等に危険箇所を周知する。
- 災害が発生した場合における道路利用者への情報提供を可能とするため、交通管制センター、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報版等の交通安全施設の整備を推進するとともに、緊急交通路等の重要道路に設置されている交通信号機への電源付加装置の整備を推進する。
- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等を締結する。また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。
- 迂回路としてかつようできる農道等について、幅員、通行可能荷重等の情報を道路管理者間で共有する。
- 多様な移動経路や移動手段を確保するため、バス・離島航路への支援を行い、地域の実情に応じた持続可能な公共交通の維持を図る。
- 復興事業により整備した新施設を含めた効率的な維持管理を実施していくための長寿命化計画を策定し適切な維持管理を行う。
- 災害時の避難行動の阻害を防ぐため、橋梁点検等で対応が必要とされた箇所については順次対応を図る。
- 重要な生活道路に限らず幅員狭あい道路の改良を行い交通の安全性を確保する。
- 災害時の交通途絶から集落が孤立することを防止するため行き止まり道路の解消を図る。

**目標6 大規模自然災害発生直後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する**

**6-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**災害廃棄物等への対応(町民生活課)**

○防災計画中に定めた災害等が発生した場合の対策事項で、第25節廃棄物処理活動の処理体制・実施体制・役割分担を適切に励行し、地域の環境の保全を行う。

**6-2) 復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**復旧・復興を担う人材の確保(総務課・企画課)**

○災害時に速やかに要援護者等の支援活動ができるように、地区民生委員等の研修機会を作るとともに、災害ボランティアセンターを迅速に立ち上げられるように社会福祉協議会との連携により設置訓練を実施し有事に備える。  
○生活支援員については東日本大震災の際に、相応の結果を残した。次の災害時にも対応できるよう、町と社会福祉協議会において経験やノウハウを引き継ぐことができる環境を整える。

**6-3) 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**

**自助・共助の取組の推進(企画課・町民生活課)**

○被災後の住宅再建と並行した新しい地域コミュニティ再生のきっかけづくり(顔合わせの機会をつくること)や、新生活開始後に地域住民主体で持続可能なコミュニティ活動の実施支援を一定期間継続する。  
○被災状態にない通常の生活時期における、住民主体の地域活動の活性化を継続支援していく。

**6-4) 被災者に対する十分な住宅対策や健康支援策が講じられず、生活再建が著しく遅れる事態**

**住宅対策(町民生活課)**

○大規模災害時において、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、(一社)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づく応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保のため、同協会の建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保を行う。  
○大規模災害時において、(公社)宮城県宅地見物取引業協会、(公社)全日本不動産協会宮城県本部及び(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」に基づき、必要と認める場合には、民間賃貸住宅を借り上げ応急仮設住宅として供与することとし、借り上げの円滑化に向け、平時からその借り上げの方法、役割分担等について関係団体と協議・調整を図る。  
○災害公営住宅の整備に関し、整備が可能な公用地等を把握し、人員・資材の確保を含め速やかに対応する。

**被災者支援策(町民生活課)**

○住宅再建支援制度設計の迅速な実施と窓口対応の強化(人員確保や制度運用)による対応充実により、早期の住宅復旧に対する住民理解を高めて、住宅再建に係る費用負担等住民の不安解消を図る。